



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
(コード番号 8945 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀
(TEL. 03 - 5229 - 8700)

当社の取締役等に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行及び割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役等に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行及び割当することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該新株予約権の発行枠については、既に平成 23 年 9 月 28 日開催の当社第 13 期定時株主総会においてご承認頂いております。

記

1. 新株予約権の発行を必要とする理由

当社取締役、監査役が、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的としています。そのための具体策として、当社の取締役に対しては短期の賞与型インセンティブ及び中長期の退職金型インセンティブを、また、監査役に対しては中長期の退職金型インセンティブの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する制度を採用いたしました。

今回発行する新株予約権は、次の 2 種類で構成されております。

当社取締役を対象とする短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプション、当社取締役及び監査役を対象とする中長期の退職金型インセンティブ株式報酬型ストックオプションであります。

以下にそれぞれの発行要領を記載いたします。

2. 賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションによる新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称及び割当対象者

・ 名称

日本社宅サービス株式会社第 14 回新株予約権

・ 割当対象者

当社取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）

(2) 新株予約権の割当日

平成 28 年 4 月 14 日

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式、計 14,000 株（上限）を当社取締役 6 名に対し割り当てる。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個につき 200 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において算出した公正価額を払込金額とする。

なお、公正価額は別途ブラック・ショールズ・モデルにより算出するものとし、当社は新株予約権の割当てを受ける当社取締役に対し、払込金額相当額の金銭報酬を支給することとしたうえで、それぞれの取締役はその払込金額に代えて、当該払込債務を当社に対する報酬債権を相殺することにより新株予約権を取得することとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 28 年 4 月 15 日から平成 30 年 4 月 14 日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(9) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当

社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなつた場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記③に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の条件
上記(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当数

当社取締役 6 名に対し、70 個（上限）を割り当てる。
うち、社外取締役 2 名に対し、4 個（上限）を割り当てる。

(13) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使の時点において当社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から 2 年が経過する日（ただし、権利行使期間内）までに限り、行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、新株予約権個数の全部又は一部につき行使することができる。ただし、一部を行使する場合は割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第 14 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち 1 名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の 1 年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(14) 新株予約権証券の発行については、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

3. 退職金型インセンティブ株式報酬型ストックオプションによる新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称及び割当対象者

- ・ 名称
日本社宅サービス株式会社第 15 回新株予約権
- ・ 割当対象者
当社取締役 6 名（うち社外取締役 2 名）及び当社監査役 2 名（うち社外監査役 1 名）

(2) 新株予約権の割当日

平成 28 年 4 月 14 日

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式、計 24,000 株（上限）を当社取締役 6 名及び監査役 2 名に対し割り当てる。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個につき 200 株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必

要と認める付与株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月15日から平成58年4月14日までとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(9) 新株予約権の取得の条件

① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役及び監査役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記③に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式 1 株当たりの再編後払込金額を 1 円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当数

当社取締役 6 名に対し 102 個（上限）、当社監査役 2 名に対し 18 個（上限）を割り当てる。

うち、社外取締役 2 名に対し 6 個（上限）、社外監査役 1 名に対し 4 個（上限）を割り当てる。

(13) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、権利行使ができるものとする。

② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。

③ その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第 15 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(14) 新株予約権証券の発行については、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

以上